

## 議題（１）規約の改正について

### 1. 箕面市地域公共交通活性化協議会規約の改正（案）

#### （１）改正理由

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正に伴い計画名称を変更するため、本規約を改正するものである。

#### （２）改正内容（参考資料①）

第2条中「地域公共交通網形成計画（以下「網形成計画」という。）」を「地域公共交通計画」に、「網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第4条中「網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

第21条中「網形成計画」を「地域公共交通計画」に改める。

#### （３）新旧対照表

旧	新
<p>第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通網形成計画</u>（以下「<u>網形成計画</u>」という。）の作成に関する協議及び<u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p>	<p>第2条 協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、<u>地域公共交通計画</u>の作成に関する協議及び<u>地域公共交通計画</u>の実施に係る連絡調整を行うと共に、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。</p>
<p>第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>網形成計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>網形成計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>網形成計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) (5) 略</p>	<p>第4条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>(1) <u>地域公共交通計画</u>の策定及び変更の協議に関すること。</p> <p>(2) <u>地域公共交通計画</u>の実施に係る連絡調整に関すること。</p> <p>(3) <u>地域公共交通計画</u>に位置づけられた事業の実施に関すること。</p> <p>(4) (5) 略</p>
<p>第21条 会長は次に掲げる書類を箕面市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 作成した<u>網形成計画</u>の案</p> <p>(2) ～ (6) 略</p>	<p>第21条 会長は次に掲げる書類を箕面市長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 作成した<u>地域公共交通計画</u>の案</p> <p>(2) ～ (6) 略</p>